

大泉町手話言語条例逐条解説

【前文】

手話は、手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者が物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解しあうための大切な手段として受け継がれてきた。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は必要な情報を得ることも十分に意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、いまだ手話とろう者に対する理解が十分に深まっているとはいえないことから、手話とろう者に対する町民の理解を促進し、手話を広く普及していく必要がある。

ここに、手話は言語であるとの認識に立ち、町民に手話とろう者に対する理解を広め、町民一人ひとりが互いを理解し、人格と個性を尊重しながら共生する「ともに生きる地域づくり」を実現するため、この条例を制定する。

(解説)

大泉町手話言語条例制定の趣旨を説明しています。

手話はろう者にとって、意思疎通を図り、知識を蓄積し文化を創造するための言語として、ろう者の間で受け継がれてきました。

しかし、これまで、ろう者にとって手話が言語であるにもかかわらず、その使用は認められてこなかったため、不自由を強いられてきたという歴史があります。

こうした経緯の中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約第2条において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義されました。また、我が国でも、障害者基本法第3条第3号において「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるととともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と規定されましたが、いまだ手話とろう者に対する十分に理解が深まっているとはいえません。

このことから、手話を言語として認識し、手話とろう者に対する理解を促進し、手話を広く普及していく必要があります。

そこで、町民に手話とろう者に対する理解を広め、全ての町民が互いの人格と個性を尊重し、共生する地域づくりを実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町の責務及び町民の役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な方針を定めることにより、町民の手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及を図り、もって全ての町民がともに生きる地域社会を実現することを目的とする。

(解説)

条例の目的を定めています。

障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であると規定されていますが、いまだ手話とろう者に対する理解が深まっているとは言えないことから、手話が言語であると認識し、手話に関する基本理念を定めることとし、町の責務と町民が担う役割について明らかにしながら、町が行う施策の推進に必要な方針を定めることで、町民の手話及びろう者に対する理解と手話の普及を促進し、全ての町民がともに生きる地域社会を実現することを目的としています。

(基本理念)

第2条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(解説)

手話に関する基本理念を定めたものです。

手話の普及においては、ろう者とろう者以外の者が、お互いを理解し尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重することとしています。

(町の責務)

第3条 町は、町民の手話及びろう者に対する理解を広げ、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(解説)

町の基本的な責務について定めています。

町は、町民に対し手話とろう者が持つ聴覚障害の特性について正しい理解を広げること、手話とそれを使うろう者の権利が認められるよう普及啓発に努め、手話の普及のほか、手話に関する学習の振興、手話通訳者の派遣による意思疎通支援など、手話を使用しやすい環境となるよう整備を進めていきます。

(県との連携及び協力)

第4条 町は、この条例の目的及び基本理念に対する町民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(解説)

県との連携及び協力について定めています。

町の責務を遂行するにあたっては、県との連携を深め、協力して推進していくよう努めることとしています。

(町民の役割)

第5条 町民は、手話及びろう者に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

町民（町内に居住し、通学し、又は通勤する個人をいう。）の基本的な役割を定めています。

町民は、手話とろう者に対する正しい理解を深めていくことと、町がそのために推進する施策に協力することを求めています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(解説)

事業者（町内において医療、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。）の基本的な役割を定めています。

事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供、またはろう者が働きやすい環境の整備のため、ろう者の意思疎通などに対し、必要な措置を講ずるよう求めています。この場合、手話による意思疎通に限定せず、提供する相手の聴覚障害の特性を理解し、状況に応じた合理的配慮を行うこととしています。

(施策の推進方針)

第7条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。

2 町は、前項の規定により策定した推進方針について、定期的に見直しを行うものとする。

3 町は、推進方針の策定及び見直し当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くとともに、町が定める障害者に関する計画と整合を図るものとする。

(解説)

ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について、総合的かつ計画的に推進するための方針について規定しています。

第2項は、推進方針の定期的な見直しについて規定しています。

第3項は、推進方針の策定及び見直しについて、ろう者及び手話通訳者、その他関係者に対し、広く意見を聴くものとし、併せて、町が定めている障害者基本計画及び障害福祉計画との整合を図るものとしています。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第8条 町は、県その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、町民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

(解説)

町が町民に手話を学ぶ機会を確保するにあたっては、県その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と連携することを定めています。

手話を学ぶ機会の確保等とは、手話奉仕員養成講座及び手話教室等の開催、その開催にあたっての必要な支援、手話の学習への取組の推進を言います。

協力を求める関係機関は、聴覚障害者コミュニケーションプラザ等の意思疎通支援機関、聴覚障害者福祉協会、手話通訳者及びその団体、手話サークルなどです。

(学校における手話の普及)

第9条 町は、学校教育における手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

学校において手話の普及を図ることを規定しています。

手話への理解を広げるためには、教育の場における普及が不可欠であり、町内の小中学校の福祉教育の中で、手話とろう者についての学習を取り入れるよう努めることとしています。

(災害時の対応)

第10条 町は、災害時において、ろう者が必要な情報を迅速に得ることができるよう、情報の発信及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

災害時の町の対応について定めています。

耳からの情報を得ることができないろう者にとって、災害の発生時において迅速に情報を取得することができない事などが大きな課題となっています。

そこで、災害発生時の避難誘導や避難所における情報の提供にあたっては、ろう者に理解しやすい文字で提供するなど、合理的な配慮に基づいた措置を講ずるよう努めるものとしています。

また、ろう者が防災に対する知識を習得し、災害時の自助力を高めるために地域の防災活動等へ参加する際には、必要な支援を行っていきます。

(財政上の措置)

第11条 町は、手話に関する取組を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

条例に基づく施策を推進するにあたり、一定の財政措置が必要になることから、財政上の措置の規定を設けています。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(解説)

条例に関し必要な事項は別に定めるものとします。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。